

第 8 3 号議案

豊川市諏訪公共駐車場条例の一部改正について

豊川市諏訪公共駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市諏訪公共駐車場条例の一部を改正する条例

豊川市諏訪公共駐車場条例（平成元年豊川市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(利用できる車両の範囲) 第 6 条 (略) <u>(利用できる期間)</u> 第 7 条 <u>駐車場を利用できる期間は、1 回の利用につき駐車場に入場した日から起算して 7 日までとする。ただし、定期駐車券の利用その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> (駐車の拒否) 第 8 条 (略) (利用の禁止又は制限) 第 9 条 (略) (利用料金) 第 10 条 (略) (事故等の免責) 第 11 条 (略) (損害賠償) 第 12 条 (略) (委任) 第 13 条 (略)	(利用できる車両の範囲) 第 6 条 (略) (駐車の拒否) 第 7 条 (略) (利用の禁止又は制限) 第 8 条 (略) (利用料金) 第 9 条 (略) (事故等の免責) 第 10 条 (略) (損害賠償) 第 11 条 (略) (委任) 第 12 条 (略)

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市諏訪公共駐車場条例第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後に駐車場を利用する者について適用する。

理 由

この案を提出するのは、豊川市諏訪公共駐車場の適正な管理のため、駐車場を利用できる期間を定める必要があるからである。